

《重要なお知らせ》

窓口での資格確認書の 即日発行を停止します。

停止期間

令和7年4月1日（火）から
令和7年5月30日（金）まで

6月1日以降も窓口での資格確認書の即日発行はお控えください。

令和6年12月2日以降、従来の組合員証（保険証）の発行が終了し、資格確認書及び資格情報のお知らせが発行されることになりました。それに伴い、発行業務が著しく煩雑になり、窓口にて迅速に対応するのが大変困難な状況となっております。

例年、4月から5月は資格の取得・喪失が大量に発生し、各種手続きも通常より大幅に時間がかかっている中で、窓口での発行業務を行うと、各種業務が非常に混乱することが予想されます。

つきましては、令和7年4月1日から5月30日まで、以下の申請については、郵送または通送便で申請書類をお送りください（受取確認が必要な場合は、特定記録郵便等をご利用ください）。

窓口書類をお持ち込みいただいても、即日発行はできず、書類の受け取りのみとさせていただきます。

上記期間以降も、各種申請書類は、原則、郵送または通送便でお送りくださいますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

窓口での即日発行を停止する業務

- ・ 本人の資格取得に係る資格確認書の発行
- ・ 被扶養者の認定に係る資格確認書の発行
- ・ 氏名変更による資格確認書の再発行
- ・ 紛失、汚損等による資格確認書の再発行

窓口での即日発行を行う業務

- ・ 資格喪失証明書の交付